

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農山村振興費

## 事業名 野生鳥獣保護管理推進事業費（指定管理鳥獣捕獲等事業費）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

農政部 農村振興課 鳥獣害対策係 電話番号：058-272-1111（内 3175）

E-mail：[c11427@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11427@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 21,630 千円（前年度予算額：21,630 千円）

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県債	一 般 財 源
前年度	21,630	10,870	0	0	0	0	10,760	0	0
要求額	21,630	10,870	0	0	0	0	10,760	0	0
決定額									

## 2 要求内容

### （1）要求の趣旨（現状と課題）

令和元年度の野生鳥獣による農作物被害額は約 2.0 億円であるが、内イノシシが約 1 億円、ニホンジカが 0.3 億円で、これら 2 獣種で被害額の約 6 割を占めており対策が必要となっている。また、イノシシは法面等の破壊、ニホンジカは森林の剥皮被害や下層植生被害等の環境破壊が問題となっている。

一方、国においては、平成 26 年 5 月に鳥獣保護法が改正され、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）（以下「指定管理鳥獣」）について、県が主体となって捕獲を実施する体制として「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設された。

本県においては、特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ）を策定し、従来から行われてきた狩猟、許可捕獲（有害捕獲、個体数調整捕獲）を推進強化するとともに、新たに指定管理鳥獣捕獲等事業による県の捕獲活動を加え、更に捕獲圧を高めることで対策を推進することとしている。

### （2）事業内容

県内において、多大な農林業被害を及ぼすニホンジカとイノシシの個体数を抑制するため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

○指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な経費（委託）

- ・実施箇所：ニホンジカ、イノシシによる被害が多い地域等
- ・捕獲方法：くくりわなを中心に実施

### （３）県負担・補助率の考え方

本県において捕獲するニホンジカ、イノシシは、国が指定する「指定管理鳥獣」に該当することから、本事業は国の事業要綱・要領に基づき、事業費の定額又は1／2以内の範囲で国庫補助が受けられる。

本事業は、ニホンジカ、イノシシの捕獲を実施し、農林業被害の防止を図るものであることから、一部事業費の1／2（国庫補助残）の経費については、その一部を森林・環境基金からの負担とする。

### （４）類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	21,520	くくりわな等によるニホンジカ、イノシシの捕獲業務委託
旅費	102	業務旅費
需用費	3	消耗品費
役務費	5	通信運搬費
合計	21,630	

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### （１）各種計画での位置づけ

- ・ぎふ農業・農村基本計画
- ・第2種特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ）

### （２）国・他県の状況

平成26年5月の鳥獣保護法の改正に伴い、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を国が「指定管理鳥獣」に指定し、この種について都道府県が主体となって捕獲を行う体制が整備されたことから、県として積極的に本事業を実施する必要がある。

### （３）後年度の財政負担について

- ・第2種特定鳥獣保護管理計画に基づき継続的实施が必要

# 事業評価調書

- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/>            | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

本事業及び許可捕獲(有害捕獲)と狩猟による捕獲の合計で、年間 16,000 頭のニホンジカと、年間 15,000 頭のイノシシを捕獲する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
①ニホンジカ捕獲頭数 [うち指定管理鳥獣捕獲]	17,441 [0]	(H )	11,151 [173]	16,000 [500]	87.8% [3.2%]
②イノシシ捕獲頭数 [うち指定管理鳥獣捕獲]	15,851 [0]		5,875 [1,428]	15,000 [200]	71.4% [146%]
	(H26)		(R1)	(R3)	

※捕獲頭数の実績は当該年度の翌年 8 月頃に集計

### ○指標を設定することができない場合の理由

### (前年度の取組)

- 岐阜・揖斐・下呂地域の 6 市町においてニホンジカを、イノシシが生息する 34 市町村においてイノシシの捕獲を実施。

### (前年度の成果)

- 事業実施地域では、農林業被害が軽減することが見込まれる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	農林業や生活環境だけでなく、自然生態系への影響を低減させるため、ニホンジカ、イノシシの捕獲を進める必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) △	市町村において実施される狩猟、許可捕獲に、新たに県による捕獲を加えることで、捕獲頭数の増加とともに、農林業被害の低減が期待される。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	捕獲業務を事業者に委託することで効率化が図られる。

### (今後の課題)

○	鳥獣保護法の改正により、指定管理鳥獣捕獲等事業を専門的に実施する者として認定鳥獣捕獲等事業者制度が新たに導入され、平成29年3月に県内で初めて認定され、平成30年11月現在、4事業者が認定されている。 認定鳥獣捕獲等事業者を活用した効果的な捕獲の実施体制を構築し、市町村による許可捕獲等と合わせて農林業被害の軽減を図る必要がある。
---	--

### (次年度の方向性)

○	ニホンジカ、イノシシの被害状況を把握し、新たに県による捕獲が必要な地域を判断する。
○	市町村による許可捕獲等を中心に捕獲体制の強化を図る一方で、県捕獲事業の担い手として認定鳥獣捕獲等事業者の育成を図る。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	該当なし
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	該当なし